

1. 令和5年第4回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

令和5年9月20日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

日程3 議案第71号 郡上市印鑑条例の一部を改正する条例について

日程4 議案第72号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について

日程5 議案第73号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について

日程6 議案第74号 郡上市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について

日程7 議案第100号 財産の取得及び処分の変更について（家畜保護施設）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本田 教 治	2番	長岡 文 男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義 久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一 貴
7番	森藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝 彦	10番	山川 直 保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜 人
13番	田代 はつ江	14番	兼山 悌 孝
15番	尾村 忠 雄	16番	渡辺 友 三
17番	清水 敏 夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	河 合 保 隆
総 務 部 長	加 藤 光 俊	市長公室付部長	三 輪 幸 司
健康福祉部長	田 口 昌 彦	農林水産部長	田 代 吉 広

商工観光部長	可 児 俊 行	建 設 部 長	小 酒 井 章 義
環境水道部長	猪 俣 浩 巳	郡上偕楽園長	勝 水 崇 博
教 育 次 長	長 尾 実	会 計 管 理 者	中 山 洋
消 防 長	兼 山 幸 泰	郡上市民病院事務局長	藤 田 重 信
国保白鳥病院事務局長	蓑 島 康 史	代表監査委員	大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋 藤 貴 代	議会事務局 議会総務課長	松 山 由 佳
議会事務局 議会総務課 係 長	三 島 栄 志		

◎開議の宣告

○議長（田代はつ江） 定刻の前ですけれども、皆さんおそろいですので、ただいまより会議を始めたいと思います。

おはようございます。

議員各位には、出務御苦労さまです。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時27分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（田代はつ江） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、7番 森藤文男議員、8番 原喜与美議員を指名いたします。

◎一般質問

○議長（田代はつ江） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。

質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 原 喜与美 議員

○議長（田代はつ江） それでは、8番 原喜与美議員の質問を許可いたします。

8番 原喜与美議員。

○8番（原 喜与美） おはようございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回も2件についてお伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、市内の地域には伝統的な無形民俗文化財が多く伝わっております。これの継承対策についてお伺いいたしますので、よろしくお願いをいたします。

市内の各地域には、いにしえより伝わります貴重な無形民俗文化財が多数ございます。代表的なものに祭礼があり、豊作や豊年を祝うお祭り、また大地の恵みや自然環境への感謝、歴史文化を生かした祭礼など多種多様であります。以前には、この秋になりますと、どの地域からも笛や太鼓の祭りばやし聞こえてきたものであります。

こうした地域の無形民俗文化財の伝承や活用については、過去にも同僚議員より何度か質問があったように思いますが、私も令和元年の6月の議会に同様の質問をいたしております。

実は、その後、コロナ感染症が猛威を振るいまして、こうした文化事業の開催ができなくなり、加えて人口減少も進むことによって、地域では長い間、こうした祭礼などの文化活動を実施されていない状況が続いております。

そうした中、私の集落では、久しぶりに今年の秋、文化継承を主体に豊作に感謝し、世界平和を願って祭礼の大神楽舞を実施すべき準備を進めております。幸いにも、私の地域は戸数も多く、住民の方々も多いことと、祭礼を伝承する指導者、いわゆる師匠ですが、も健在で、祭礼に出演してくれる役者の人数もそろうということから、祭礼の実施が可能となりました。

私の集落の祭礼につきましては、申し訳ありませんが、お話を申し上げますと、古老の言い伝えによりますと、相当古くから行われていたようでございますが、正しく歴史的な資料からは、江戸時代の中期とされております。天保14年、1843年でございますが、このときに神楽用の寄進の記録が発見されまして、それ以前より祭礼は行われていた模様でございます。したがって、ざっと200年以上の歴史があり、平成18年3月1日には、郡上市の無形民俗文化財の指定を受けております。最近、伝承を重点に5年ごとに実施する計画で進めているところでございます。200年の歴史を持ちます無形民俗文化財であり、地域を挙げて伝承に力を入れておるところであります。

私の地元では、この祭礼に対しましても、公的の財団から金器具や衣装の更新に対する財源の補助も受けておりまして、こうした金銭的な補助も受けることによって伝承をさせていただいておるのが現状であります。今、申し上げましたように、私の地域は本当に幸せでありがたい地域であります。

一方で、市内には金銭的な支援を受けても伝承することが不可能な地域も多くあるように思われます。近隣の地域の代表者に聞きますと、それらの地域では、さきにも申し上げましたように、人口減少に加え、指導者、いわゆる師匠さんが高齢になられたり、また逝去されたりということで、そうした師匠さんが見えなくなり、伝承ができない、そういう状況にある集落が増えつつあるということでございます。この状況は、今後ますます進んで危機的な状態になることは必然的であります。

風流踊である郡上おどり、また、寒水の掛踊がユネスコ無形文化遺産の登録を受け、郡上市挙げて喜びとお祝いのムードにあふれ、本当に喜ばしいことであります。

私が申し上げます地域に残るこの無名の無形民俗文化財も、それに匹敵するくらいすばらしいものではないかというふうに思い、その一環の貴重な文化遺産であると私は確信をいたしております。

そこで、私が危惧するのは、さきにも述べておりますように、こうした地域に伝わる貴重な無形民俗文化財について、既に人口減少などの理由でこれらの文化的事業が伝承できない集落が数多く

見受けられるようになっておるといことでもあります。たかが地域の一部の祭礼ではないかというふうにも思われるかもしれませんが、こうした地域に、いにしえより伝わる無形の民俗文化財は伝承また継承がなされなければ、消滅をしてしまう貴重な文化でございます。これらの文化行事は一度消滅をしますと、再現または復活するのはかなり至難なことになります。

既に地域の中では再現・復活ももうできないというように、諦めておられる地域もあるようでもあります。このまま対策を打たずにいけば、いずれ市内の地域からこうした祭礼がなくなるのではないかという心配をいたしております。

私は地域において、先祖代々と受け継がれてきた、いにしえからのこうした文化的事業や祭事が中山間地の特有なものであって、都会にはない独特の貴重な文化財であると思います。そうしたことから、これらの文化行事を、郡上市の観光の目玉の一つとしても、伝承・継承のための何らかの対策また支援策の検討を願いたいと思っております。

先ほど申し上げましたが、金銭的な支援だけでなく、人手不足を解消するため、近隣地域を巻き込んで、地域間が協力し合って、残すべき貴重な文化遺産を伝承また継続していく体制づくりを願うものであります。これらの活動の原動力として、地域の各種団体等の力を借りて実現できるよう検討を願うものであります。

またもう一つに、歴史資料館の事業の一つとして、現存するこうした地域の文化事業の映像やまた写真、文献などの保存をしっかりと願いたいと思っております。地域においては、こうした文化行事ができなくなるということは、そういった文献やまたいろいろな資料等についても、最終的には捨てられるというような心配もあります。そうしたことから、資料館ではしっかりとそういったものの保存もしていただければ、ありがたいということをおもうわけでもあります。

こうしたことにつきましては、各自治会や、また関係者の方々へ周知する必要があり、手厚く発信をし、手軽に相談に乗っていただける体制強化も願いたいと思っております。

郡上市では、市文化財保存活用地域計画の作成を進めておられます。市内の貴重な無形民俗文化財についてもしっかりと調査・保存または伝承に力を入れていただくよう願うものであります。

以上、地域に残る貴重な文化遺産の伝承に一層の力を注いでいただきたいと思います。但し、当局の御所見をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（田代はつ江） 原喜与美議員の質問に答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、回答させていただきます。

教育委員会では、令和元年度に市内の民俗芸能の現況についてアンケート調査を実施しております。対象は、国・県・市指定及び未指定の無形民俗文化財120件です。本調査に対して105件の回答がありましたが、既に廃止されているものが10件、休止中のものが12件ありました。廃止または休

止の原因として少子・高齢化を挙げた回答が多く、担い手や指導者の減少によって無形民俗文化財の存続が危ぶまれていることは、教育委員会としましても認識しております。

加えて、近年は新型コロナウイルス感染症の流行によって、存続している民俗芸能も数年にわたる中止や開催規模の縮小が続き、無形民俗文化財の継承はさらに困難な状況にあると考えております。

新型コロナ以降の状況を踏まえた保存・継承のための対策を検討するため、今後市内の民俗芸能の現況について追跡調査を実施する必要があると考えております。継承のための対策として、例えば、祭礼で奉納される大神楽等の民俗芸能では、役者の人数を確保するために、長年の慣習を見直して、伝承地以外の住民にも参加を依頼する地域があると聞き及んでおります。

ただし、依頼先はその地域の出身者やその親戚等とする場合が多く、伝承地にゆかりのある人々で維持したいという思いが強いようでございます。地域によって様々な考え方があるため、慣習の見直しについて行政が積極的に働きかけていくことはなかなか難しい面もありますが、他の地域の取組事例を調査して情報提供するなど、可能な限りサポートしてまいりたいと考えております。

なお、地域間の協力方法については、地域間で役者を融通させることが長年続いた場合、踊りの処作や演奏方法の平準化が進み、地域ごとの特徴が失われてしまうおそれがあるため、地域間の相互参加については慎重に考えたほうがよいと思われまます。

また、民俗芸能を実践する人々以外にも、伝承者までとはいかなくとも、民俗芸能に関心を持ち、できる範囲で協力していただける人材を増やすため、無形民俗文化財の周知にも努めていきたいと考えております。

昨年11月30日に、風流踊がユネスコ無形文化遺産に登録され、郡上市の郡上おどりと、寒水の掛踊への注目が集まっております。教育委員会では、これを無形民俗文化財への関心を高める機会と捉え、本年8月5日には、郡上市の風流踊をテーマとした市民向け講座を開催し、10月8日にも風流踊をテーマとした講演会を予定しております。今後も、風流踊だけではなく、市内の様々な無形民俗文化財を知っていただける催しを考えていきたいと思っております。

現在、郡上市では、郡上市文化財保存活用地域計画の策定を進めております。これは、郡上市における今後の文化財の保存活用の目標や取組についての基本的な計画として、令和6年度の策定を目指しているものでございます。無形民俗文化財についても、住民ワークショップや、コロナ禍後の市内の民俗芸能の状況を把握するためのアンケート調査等を行い、地域の情報を収集し、計画を策定する中で取り組みを検討しております。

次に、資料収集についてでございますが、郡上市歴史資料館では、市域の歴史や文化に関する資料を随時収集・保存しております。これまでに広報郡上に資料収集活動を行っている旨のお知らせ記事を掲載させていただいたことはございますが、市内の各自治会に対して大々的に資料の寄贈等

を呼びかけるまでには行っておりませんので、今後、留意してまいりたいと考えております。

これまでに寄贈、寄託、デジタルアーカイブした資料の中には、地域の祭礼等、無形民俗文化財の映像や写真等も含まれております。今後も資料収集活動の中で、これらの資料も積極的に受け入れていきたいと考えております。

また、現在教育委員会では、教育委員会で開催しております、白鳥の拝殿踊りの調査事業でも、地元の方からの聞き取り調査の中で、地域の民俗に関する資料の存在を御教授いただき、借用してデジタルデータ化させていただいたこともございます。こうした調査も資料収集の機会とさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(8番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 原喜与美議員。

○8番(原 喜与美) 御丁寧な答弁ありがとうございます。今、前向きな答弁をいただきまして大変うれしく思っておりますが、皆さん方も拝見されたと思います。地方紙に今月の初めでしたが、古川の数河の獅子、これ有名な民俗文化財なんですか、この数河の獅子でさえ継承が難しいというのが大々的に報道されておりました。

ましてや小さな集落での民俗文化財の保存といいますか、継承というのは大変かと思っております。今御答弁いただきましたように、資料の伝承ができなければ、資料の保存だけなりともしっかり残していただきたいというふうに思っておりますので、どうかこの先もよろしくお願い申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。

それでは次に、北海道下川町の視察を終えてと題しまして、現地の方々と接する中で市長さんに御意見を伺いたいということで、御質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

今年7月に、市議会の同僚メンバー13名にて北海道の下川町を訪ねました。この下川町の訪問については、4番議員からも6月の一般質問でお話があったところであります。

今回私もメンバーに加わり初めて訪問をいたしました。下川町は皆さんも御存じのように、旧高鷲村より、明治の後半になります。二十数戸の方々、家族を引き連れ未開の地に、いわゆる開拓団として入植された町であります。私、今入植と申し上げましたが、現地では入地、その地域に入るという意味で、下川町では入地されましたというふうな表現をされておりました。私は入植ということを使わせていただきます。

その入植された方の子孫の方々には、この高鷲村を母村、母の村として慕い、しのんでおられます。その気持ちと気心は、合併した現在のこの郡上市を旧高鷲村と同様に一方ならぬ思いを寄せておられます。下川町の皆さんのその思いには、本当に胸が熱くなるのを感じました。2泊3日の下川町訪問でしたが、2日間、町長、議長さんが同行してくださり、いろいろと説明もしてくださいました。また、3日間とも事務局の職員の方々も同行、案内をしてくださって、下川町での視察は全て

下川町の事務局におんぶにだっこの世話のかけっぱなしで、恐縮の極みでありました。これほどの歓迎とその対応に、ただただ心から感謝申し上げる気持ちでいっぱいでありました。

また、下川町の町政もすばらしいものがありまして、優れた政策をいち早く取り入れ展開されておられ、参考にするところも多くありました。本市と共通したところも多いようで、今後一層交流を深め、互いに協力し合って、この絆をより太い堅固なものにしていくべきと感じました。

そこで、市長さんには公務多忙と思いますが、ぜひ下川町を訪問していただき、同町挙げての心からの歓迎を体験していただきたいと切に願うものであります。6月の4番議員の質問に対しまして、市長さんからは、スケジュールが合えば何とか訪問したいという思いを持っておられますので、ぜひ実現できるよう願っておるところであります。

また、その折、市長の答弁の中には、必ずしも友好交流協定という形式のものではなく、まずはそうした政策レベルの学び合いや、互いに双方の町民・市民の方々の思いを込めて、実質的な交流を重ねていくことが先決ではなかろうかと答えておられます。まさにそのとおりと私も思いますが、下川町とは特別のいきさつがあります。

と申すのは、郡上の地より下川町へ、言わば新家といいますが、別家として出向かれ、親戚関係にあるような間柄というふうには私は思うわけであります。その意味を踏まえ、真の友好交流協定を結んで、未来永劫、本市と下川町の絆を深め、確かめ合っていきたいと思いますが、いま一度市長の見解をお願いいたしたいと思っております。

6月の4番議員に続いての質問で、誠に申し訳ありませんが、よろしく願いをいたします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思っておりますが、北海道の下川町との交流につきましては、今もお話ございました6月議会におきましては、田中義久議員から御質問をいただきました。

ちょうど皆さんがまだ下川町へ行かれる前のことでしたが、今回7月11日、12日と、市議会の多数の皆様が下川町へお行きになって、ただいまお話がありましたように、非常に有益な、有意義な訪問をしてこられたということをお聞きをいたしております。

このことはまた、先方の受け止めにおいても、議会報の表紙で皆さんが御訪問なされたということ載せていただくなど、非常に友好的な対応ぶりというものを私も感じさせていただいております。

6月の議会のときに、田中議員の御質問に対して「私もなかなか実際に自分では行けておりませんが」ということで、「スケジュールがあれば行きたいのですが」と言いましたが、その後に、「私が仮に行けなくても、職員が何とかいろいろと先進的な取組等について学べるように行かせたいと思っております」と、実は私の思いには後段のほうに少し力が入っておったんですけれども、なかなか職員もまだ実際には行っておりませんが、既に内々には行ってくれよというような話はし

ておるところでございます。

この交流ということですが、郡上市におきましては既に友好交流ということでは東京都の港区、そして三重県の志摩市というような形で結んでおります。そのほか、防災等についての協定はまた別でございますが、こうした友好交流協定、非常にしっかり将来に向けて双方に意思を確認し合って、そして計画的な交流をするということは大切なことではあるというふうに思っております。

そういうことで、私はこの特別な関係にあるといいますか、そういう過去においての歴史を踏まえたこの下川町との交流、そしてまた現に下川町が立派な町政を展開しておられるということで、交流を深めるということ自身については非常に賛成ですし、今後も進めていくべきだというふうに思っておるところでございます。

最近では、皆様もお行きになったんですが、お聞きをいたしますと、高鷲のひるがのインターです、そこで下川町の特産のトマトジュースを売っておられると。逆に、高鷲町のほうからは、高鷲町の鶏ちゃんを持って行って、向こうに販売をしてもらっているというような、特産品での交流ということもやられておるようですし、また、計画段階ではあるようですけれども、これから高鷲中学校の皆さんと下川中学校の皆さんと、ウェブではありますけれども、いろいろと交流をしようじゃないかという計画も進んでいるというようなことで、いろいろな計画もあるようでございます。

そういうことで、実質的に交流を進めていくということについては、私もそのようにしていきたいなというふうに思っているところでありますが、御提言のあった友好交流都市協定というようなものを結ぶか、あるいはそれをいつ結ぶか、あるいはそれを結んで、具体的におおよそどんなことをやるのかといったようなことについては、お互いに双方の意思を、考えを確認する必要があるというふうに思っておりますので、やはり下川町の皆さんは、そういう交流の形式、内容、そういうようなものについても、どのようにお考えになっているかということについては、一度よく先方のお考えもお聞きをいたしたいというふうに思います。

現に下川町は、例えば横浜市の戸塚区というようなところと友好交流協定をやっておられるようですし、そのほかにもあるかもしれませんが、この友好交流協定というのもたくさんありますと、交流という事業そのものをやることについてもなかなか大変でございますので、そういう意味で今後、よく考えてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

また、お尋ねのございました、私自身が下川町を訪問することについては、6月にお答えしましたように、スケジュールに余裕があればといいますか、何とかそういうことができれば、私自身もちろんだ下川町というところへ現に行ってみたいという思いは持っているところでございまして、これにつきましては6月に田中議員にお答えしたとおりでございます。

(8番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 原喜与美議員。

○8番（原 喜与美） ありがとうございます。ぜひ私からはスケジュールを合わせていただいて、訪問していただければありがたいと思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

また、友好交流協定につきましては、双方が話し合いをする必要がもちろんございますので、こちらからの呼びかけなどもしてほしいと、向こうからの呼びかけを待っているということではなくて、こちらから提案をしていただけるような積極的なところも見せていただければありがたいなということをお思いますので、そうしたことを願ひまして、私の質問は終わらせていただきます。

時間を少し余しましたが、これで私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（田代はつ江） 以上で、原喜与美議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は10時10分を予定いたします。

(午前 9時58分)

○議長（田代はつ江） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

(午前10時10分)

◇ 美谷添 生 議員

○議長（田代はつ江） 18番 美谷添生議員の質問を許可いたします。

18番 美谷添生議員。

○18番（美谷添 生） おはようございます。

それでは、発言の許可を頂きましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、土地政策とLGBT法についての2問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、土地政策ということですが、近年、外国人による日本各地の土地買収が報道されております。特に北海道や九州では、大面積の土地が買い占められるという報道がございます。また、中国人女性がある島を買ったというようなことで話題になったこともありました。

土地は持ち運びができるものではございませんし、利用法が定かでないというようなことで取得をされたというようなところもあり、乱開発や不適切な利用がされるという可能性もあり、大変心配であります。そこで、我が市において、外国人あるいは外国法人が所有土地はどのくらいあるのか。また、利用については、一定の規制は必要と考えるが、市の対応をお伺ひいたします。よろしくお願ひします。

○議長（田代はつ江） 美谷添生議員の質問に答弁を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） それでは、私からは1点目の外国人の土地所有についてのお話をさせていただきます。

議員がおっしゃいますように、日本の現行法では、外国人、外国法人も国内の不動産を取得することが認められております。一般の土地を対象とした法律としては、大正14年に制定された外国人土地法がございます。外国人の土地取得の規制が存在いたしますけれども、本法に関しましては平成25年の国会で質問されておりまして、その答弁の中で、権利の制限の対応や違反した場合の措置等については、政令に包括的、白紙的に委任されており、本政令が定められていないといった問題が指摘されておりまして、実質的には機能していないと思われまます。

また、令和4年に施行されました重要施設周辺及び国境・離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律というものがございます。略称で重要土地等調査規制法と呼ばれておりますけれども、同法では、安全保障上の観点から、防衛や原子力関係施設など、国によって指定された重要施設の周辺地域については、土地等の所有権移転等に際しまして、氏名や住所、あるいは国籍などの事前届出義務を課しまして、届出を行わない場合は罰則を課す、あるいは国が土地所有者等の調査を行うことができるなどの規制が設けられましたけれども、こちらのほうは外国人に特化した法律ではございません。このために、現在では原則日本の不動産は、国籍や居住地を問わず誰でも売買することが可能でございます。

なお、不動産を取得した場合は、速やかに不動産登記をしなければなりませんけれども、外国人の方が日本で長く生活していたり、働いていたりはする場合は、本国の名前ではなく、通称名として日本人と同じような名前を使用することがございます。この場合、不動産登記におきましてはこちらの通称名で登記をすることが可能でありますので、お名前が外国人であることの判断は困難となっております。

こうした状況ではございますけれども、市内において、明らかにお名前が外国人と判断できる個人の土地の所有状況を調べましたところ、30人強、90筆程度、約4万2,000平方メートルの土地所有は確認できました。

なお、外国の法人によります市内土地所有の状況は、その名称で外国資本であるかは分かりません。このために、結果としましては、個人、法人ともに正確には判明できませんので、御理解いただきたいと存じます。

以上です。

○議長（田代はつ江） 河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、私のほうからは利用の制限ということについて、市の状況についてお知らせをさせていただきたいというふうに思います。

まず、外国人や外国法人に限定をいたしまして、利用また開発等を制限するものはございませんが、外国人、また日本人にかかわらず、開発行為を行う場合には、要件によっては、都市計画法や森林法、県の規則、市条例などに基づきまして、それぞれ許可申請や届出、協定の締結といったことを行わなければならないとされております。開発の許可等が必要な要件につきましては、法律や条件、条例などで異なります。

本日は、議長さんの許可を頂きまして、タブレットのほうで資料を用意しておりますので、資料に基づいて説明をさせていただきますので、資料を御覧いただきたいというふうに思います。

それでは、この表の見方でございますが、開発行為に関係する条例や法律ごとに、申請窓口や許可等を行う部署を記載しております。加えまして、その下には許可等が必要な範囲、そして対象となる面積の要件を薄い網かけで示しておりますので、よろしく願いいたします。

初めに、市が許可を行うものとしまして、一番左の郡上市自然環境保護条例では、市全域の範囲におきまして、1,000平方メートル以上の開発行為について、市との協定締結が必要となります。

また、郡上市景観条例では、市全域の範囲において、3,000平方メートル以上の開発行為について届出の対象となります。

次に、岐阜県が許可などを行うものとしまして、都市計画法では、都市計画区域内における3,000平方メートル以上の開発行為が、都市計画区域外では、1万平方メートル以上の開発行為について、許可を得なければなりませんし、森林法では、地域森林計画区域内において、太陽光発電施設を設置する場合は5,000平方メートルを超えるもの、その他は1万平方メートルを超えるものについて、許可を得なければならないとされております。

一番右の岐阜県土地開発事業の調整に関する規則に基づくものとしては、市全域の範囲において1万平方メートル以上の開発行為が対象となり、事前協議や承認を得るといったことをしなければなりません。

なお、この規則では、先ほどの森林法や都市計画法による開発等に該当する場合でも、事前協議の申出が必要となります。このように、法律や県の規則、市の条例によって無秩序な開発を防ぐとともに、適切な土地利用の推進が図られておることでございます。

なお、都市計画法や森林法では、法に定める要件に適合するものであれば許可をしなければならないとされており、したがって、これまで申し上げました規制の範囲を超えて利用の制限を設けるということとはできないものと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

(18番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 美谷添生議員。

○18番（美谷添 生） ありがとうございます。

市独自でやるというようなことについて、検討をいただければありがたいというふうに思います。

また、そのことについては、法律に違反するというような、前に憲法に違反するというようなことを市長の答弁にもありましたので、そこら辺を気をつけながら、でも、市の土地はやはりどこの国の人所有してもいいということにはなっておりまして、そこはやはりそこに住む人が一番ありますので、そのような対応をお願いしたいと思います。

次に、国庫帰属についてですが、6月の議会のときに、相続土地についての国庫帰属制度の回答を頂いたところでありますが、相続に関係なく不要な土地について国庫に帰属させることができる制度もあるのかなのかということについてお伺いをします。

○議長（田代はつ江） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） お答えいたします。

所有者不明土地は原則的に大きな問題となっております、これを防止するための制度として、相続登記の義務化でありますとか、相続土地国庫帰属制度が始まっております。これまでは、相続財産の中に不要な土地があったといたしましても、その物件のみを相続放棄することができず、望まない土地まで相続の対象になってしまうことで相続登記が行われない可能性があり、これが行く行くは所有者不明土地を生んでしまう要因の一つとされております。このために、今般、相続により望まず取得した相続人にとって負の財産となってしまう土地に対しまして、将来的に所有者不明土地を防止する目的として、国庫帰属制度ができたものでございます。

この制度については6月の一般質問で答弁してもらっていますので、詳細は省略いたしますけれども、御質問の相続により取得した土地ではなく、売買や贈与、相続人以外に対する遺贈あるいは寄附により取得する場合もあるかもしれませんけれども、これらの方法で取得した土地に対する国庫帰属制度はございませんので、よろしく申し上げます。

以上です。

（18番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 美谷添生議員。

○18番（美谷添 生） 国庫に帰属させる制度はないということでもありますけれども、大変これは所有している人といいますか、土地利用の面から見ると、大変都合の悪いといいますか、そういう土地でありますので、後ほどちょっとお聞きをいたしますけれども、寄附によって市が取得するというようなことはいかがなものかというふうなことを後ほど御質問いたします。

その前に、本年度より土地等について不動産相談室が開設されたと聞きますが、土地の利用、処分についての問合せが非常に多いと聞いております。その問合せの実績と内容についていかがなもの

のかお伺いをいたします。

○議長（田代はつ江） 三輪市長公室付部長。

○市長公室付部長（三輪幸司） それでは、土地の利用、処分についての問合せについての御質問について、お伺いさせていただきます。

一般社団法人郡上・ふるさと定住機構、以下定住機構と言わせていただきますが、今年度、新たに空き家バンクの運営を市から委託を受けるに際しまして、委託内容の空き家バンク運営だけではなく、不動産全般の相談にも応じられるよう、定住機構独自の新たな取組として、GUJO不動産相談室を立ち上げております。

定住機構は、令和3年度まで移住・定住推進事業の一環で、空き家バンクに関わっていた際、空き家の利活用には、掲載情報以外に相続や登記、売買契約など、行政の支援だけでは解決しない課題があることを感じておりました。郡上カンパニープロジェクトをきっかけに二地域居住をしております不動産業務に詳しい方が今年度から新たに定住機構の業務に加わったことで、宅地建物取引士、行政書士、司法書士、建築士などの専門家でございますとか、リフォーム等の事業者と連携して民間の専門家ネットワークを構築しまして、まずは様々な不動産のお悩みを伺い、問題解決に必要な専門家をつなぐコーディネートを行う仕組みの構築に至っております。

相談実績についてでございますが、定住機構へGUJO不動産相談室の相談実績を確認したところ、5月中旬の稼働開始時から8月末までの約3か月半で101件の相談を受付してございました。固定資産税の納税通知書を送付する際にGUJO不動産相談室のチラシを同封したところ、5月後半だけで約50件の問合せが入っております。8月に入りますと、新規の相談件数は7件と落ち着いてきておりますが、依然として、空き家以外に土地でございますとか山林、別荘を所有しております市内外の個人や業者から電話や来訪による相談は続いている状況でございます。

相談内容のうち、空き家に関することが41件と最も多い状況でございますが、そのほかに別荘に関すること25件、土地に関すること26件、山林に関することが18件となっております。空き家登録や物件の内見以外では、土地や山林、別荘を手放したい方でありまして、登記の変更など様々で、必要な方には市内の司法書士や不動産会社等を紹介しているということでありました。

定住機構としては、空き家以上に山林や土地の相談が予想以上に多く、これまで不動産に対する総合的な相談窓口が市内にはなく、どのようにしたらよいのか分からず困っていた方が多いということが、GUJO不動産相談室の立ち上げによって浮き彫りになったのではないかと捉えているところでございます。

以上でございます。

(18番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 美谷添生議員。

○18番（美谷添 生） ただいま答弁を頂きましたが、やはり所有しておる土地等について、多くの人がどうしたらいいかというようなことで悩んでみえるということではないかなというふうに思われます。そんな中で、これから先にもその土地をどうしていこうかというようなことについて相談があったときに、適切な処理方法というものを、相談に応じられるような体制をつくることが必要ではないかと考えますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

そういうことで、次に市有に関する見解についてということで、これは市長にお伺いしたいわけですが、市民や市外の土地所有者により寄附の申出があった場合の対応についてですが、市は以前、使用目的のない土地は取得しないというふうに言われておったように記憶しておりますが、取得というのはそれなりの対価を払ってもらうということですが、寄附ということについてはちょっと別なような気がしますので、お伺いをしたいと思います。

寄附については、私は大いに受け入れるほうがいいのではないかとこのように思いますし、過去には大面積の寄附があった記憶もございます。そして、昨年も山林等の寄附があったように記憶しております。その中で、この寄附ということに対しての、市が土地、物件について所有をするということについて、市長の御見解を伺いたいと思います。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思いますが、確かに美谷添議員の御指摘のように、これまで郡上市において寄附をしたいと言われる土地について、その寄附を受け入れたといいますが、行政用語で言うと寄附採納という言葉になるかもしれませんが、そういう事例はございます。しかし、市民の皆さん、あるいは市外に住所を持っている皆さんが、郡上市内の土地を何とか寄附してくれと言われる話というのは年間に数件ぐらいあるというふうに担当部署からは聞いておりますけれども、そういうものを何でもかんでも積極的に受け入れるということはずらいというふうに思っております。

先ほど御指摘いただきましたように、昨年においても山林の寄附を受けましたけれども、これは非常に大面積の山林について、そしてまたそれに付随して各所に散在している森林というものを受入れいたしましたけれども、これは非常に先方が、これは明宝でございましたけれども、その土地の旧家が所有しておられた山林を一家として取得をされた方が、自分ではなかなか最初の志と違って管理ができないので、ぜひ市に受け取ってほしいということで、全体としては非常に広大な森林を寄附を頂いたものでございまして、私どももそれはその地域にとっての水源であるとか、いろんな観点から、やはりこれを市が管理する必要があるということで寄附を受け入れたものでございまして、それに付随してたくさんの必ずしも大面積ではない山林もくっついてきましたけれども、これは要るけれども、これは要らないという選択はできなかったといいますが、それをするということは非常に失礼にも当たるということもありまして、一括して受け入れたということでもあります。

そういうことで、そういう申出があったときは、やはり1件、1件丁寧に私どももその事情を審査してといたしますか、そういう形で、しかる上で寄附を受け入れるべきものは受け入れるということに決して全て否定しているわけではございません。例えば、郡上市が持っている土地に隣接しているような土地で、さらにその土地を郡上市有とすれば市有地の利用価値が非常に上がるとかといったような場合には、必ずしも寄附をしてくださる土地が大面積でなくても、それは受け入れることもあろうかというふうに思いますけれども、非常にそもそも所有者がコストばかりかかってどうにもならんというような土地を郡上市に寄附をすると言われても、はいはい、分かりましたと行って、それを何でもかんでも積極的に寄附を受け入れるということについては、やはり考えざるを得ないというふうに思います。

それはなぜかといいますと、そういう形ですることによって、今度はその管理負担が市のほうへ転嫁をされるということでありまして、もし免税点以上の土地であれば固定資産税収入も失われるというものでもございます。そうしたことで、やはり申し上げたとおり、そういうことにつきましては、やはりそれぞれのケース・バイ・ケースによって判断をしてみたいというふうに思います。したがって、全部、全て受け入れることはないとは言いませんけれども、原則としては、やはりそうした個々の非常に細かい土地の寄附の申入れについては、そのような判断をしているところでございます。このことについては、私としてはその方向を変えるという考え方は今のところ持っておりません。

(18番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 美谷添生議員。

○18番(美谷添生) ありがとうございます。

大面積ならいいが、小さいものというふうには私は受け取っておりませんが、いづれにしても困っておることについては、それを解消してやる必要があるかというふうに思います。

また昨日、4番議員の質問の中で、特定空家に対する質問がありました。特定空家についても、住民も所有者も大変困ってみえるという状況が報告されましたけれども、これは寄附型、何らかの方法で、市が所有したほうがよいものがあるのではないかとというようなことも思いますので、この市民が困っていることに手を差し伸べるというのがやはり行政を預かる者のまた役目でもあろうかと思っておりますので、そのような対応を望んで1問目の質問は終わります。

次に、LGBT法についてであります。

本年6月23日付官報によると、法律第68号性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律という名前で公布をされたというふうに官報に書いてあります。私は、我が国において、この法律がなぜ拙速に成立しなければならなかったかということにつ

いて、非常に疑問を感じております。

なお、G o o g l eで、このジェンダーアイデンティティというのを検索してみますと、性自認というんですか、自分が自分のジェンダーをどのように認識をしているかを表す概念。生まれ持った身体的性別と一致する場合もあれば、そうでない場合もあります。人の性自認は男性や女性だけでなく、その両方に該当することもあれば、どちらにも該当しないこともありますというふうに書いてありますが、どうも私は、これは自分ではなかなか理解ができない表現であろうというふうに思っております。そこで、この法律は第1条から第12条までで構成されており、この第2条で、定義として、「この法律において『性的指向』とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。」ということが書いてありますけれど、これもなかなか理解のし難い表現かなというふうに思います。

そして、第12条で、措置の実施等に当たっての留意ということですが、「この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。」というふうに書いてございますが、そこで、巷でいわれておりますのは、自分が女性だというふうに言えば、それは男性であっても女性の施設へ入っても文句は言われんというようなことを言われている人もあります。それで、具体的にいえば、風呂でもトイレでも女性のところへ男性が入っても、これ仕方ないというようなことに聞こえております。間違っておったらまた指摘を頂きたいと思っておりますけれども、そこで質問でございますけれども、この地方公共団体がすることといたしますか、「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。」というようなことが10条で書いてございますが、そこで質問ですが、10条の3では「学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」というようなことがこの10条の3項に書いてありますが、私はそうこのことに血眼になってやらんならんようなことではないと思っておりますけれども、具体的にはどういう対応をしようとしてみえるのかということについて、教育長にお伺いをいたします。

○議長（田代はつ江） 熊田教育長。

○教育長（熊田一泰） お答えさせていただきます。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律は、

令和5年6月23日に施行されました。これに伴い、文部科学省と内閣府からも通知が発出され、郡上市においても、令和5年7月11日に各学校に通知をさせていただきました。

本法律や通知では、学校の設置者や設置する各学校に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティ——性自認と訳されますが——の多様性に関する児童生徒の理解の増進について、家庭及び地域住民、その他の関係者の協力を得つつ、児童生徒との親子の発達段階に応じた教育、または啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保に努めることとされています。

学校では、この法律の施行以前から、どのような性的指向や性自認を持つ児童生徒でも、そのことでいじめや差別を受けることなく、安心して学校生活を送ることができるように、全ての児童生徒が性的指向や性自認の多様性について正しく理解し、互いの違いを認め合うことができるような指導と、環境面、心情面への配慮を行ってまいりました。

児童生徒への指導では、道徳教育や人権教育など、人権尊重の教育が中心になります。郡上市内中学校標準制服に関わる質問の答弁でも説明をさせていただきましたが、制服の着用や市内標準制服の制定を通じて、いわゆる身体的、それから性的指向、それから性自認、性表現など、人の性の在り方についても学んでいただきたいと考えております。

また、制服の着用の仕方や見た目の違いによっていじめや差別が起きないように、互いの違いを認め合い、誰もが安心して生活できる学校について考え合うなど、様々な機会を捉えて自分たちの生き方を考える指導に力を入れております。

性的マイノリティの児童生徒への環境面への配慮では、例えばトイレに関しては、職員トイレや多目的トイレの利用を認めております。来年度開校する大和小学校では、多目的トイレという名称ではなく「誰でもトイレ」という名称にして、誰でもが使えるように配慮をしております。ともすると、女性トイレが混雑するようなこともございますが、そういう場合にここも使えるわけでございます。

修学旅行等での浴場について、お風呂については、個室でのお風呂を使用したり、それから入浴時間をずらすなどの配慮をしております。

また、性的マイノリティとされる児童生徒には、自身のそうした状態を秘匿しておく、隠しておきたい場合があることなども踏まえて、学校においては、マイサポーター制度やスクールカウンセラーを活用するなど、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えるなど、教育相談体制の充実に努めてまいります。

本法律の附則に、「この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」とされています。

市の教育委員会としましては、次の2点を今後も大切にして学校に指導をお願いしていきたいと

考えています。

1点目は、どのような性的指向や性自認を持つ児童生徒でもいじめや差別を受けることなく、安心して学校生活を送れることができるよう、児童生徒の心身の発達段階に応じた教育や指導、教育環境の整備、教育相談体制の充実を図ること。

2点目は、本法律の12条に、「この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。」とあるように、学校においては、全ての児童生徒が安心して生活できるよう留意することございます。先ほど議員さんが、女子トイレに女子とさえ入るのかという問題は、逆にそうした別の人の人権も確保しなければいけないと。そういうことに配慮して留意していきます。つまり、このことは、憲法の3本柱といわれる基本的人権の尊重にもつながることであると考えており、以上の2点を教育委員会として大事にして、学校でも指導していただきたいと考えております。

○議長（田代はつ江） 美谷添生議員。

○18番（美谷添 生） ありがとうございます。

教育長の話を要約すると、特に変わるではない、今までにやってきたことを充実させていくというように受け取りましたので、大変安心をしたわけですが、今、読まれたように、施行3年をめどに検討をするということですので、できれば廃止するようになるよう、私たちも一生懸命このことについては取り組んでいくべきかなということを思っておりますので、そんなことを言いながら質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、美谷添生議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時を予定いたします。

(午前10時49分)

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時00分)

◇ 山 川 直 保 議 員

○議長（田代はつ江） 10番 山川直保議員の質問を許可いたします。

10番 山川直保議員。

○10番（山川直保） 失礼いたします。それでは、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

今回は、大項目2項目を用意させていただきました。

1つ目といたしまして、郡上市地球温暖化対策実行計画について、2つ目は、依然として深刻化する生活困難者問題についての2点であります。

今朝ほど、議長に申し出まして、この大項目1番、2番、この順番を逆にさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

まず、依然として深刻化する生活困難者の問題についてということ挙げておりますけれども、この生活困難者ということの意味は、身体または心身に障がいがある方々、そういう意味ではございませんでして、今回は御高齢の世帯、または御高齢の独居の世帯、そうした方々がこうした困難に見舞われていることを主に質問を行いたいと思います。

まず、その前に私の思いを申し上げたいと思います。

こうして人がオギャーと生まれましてから、そして幼少期を過ぎていきます。まず第一に、一番大切なことは、人の人生は幸せでなければならないということが大前提で申し上げたいと思います。そして、幼少の頃から小学校、中学校、そして高校、そして学生時代を謳歌し、その青春を過ごすわけでございます。そうした中、辛いことも悲しいこともうれしいことも、そしてまた恋愛なども経験し、そして結婚をすることに至る方も見えます。そして、家庭を持ち、中には住宅のローンとか、そういうことも苦勞される方もみえるでしょう。そうした中、お子様さまに恵まれ、また孫にも恵まれて人生を過ごしていくわけでございますけれども、そしていよいよ65を過ぎて高齢者と言われた頃、どのような生活が待っておるか。そして、願わくば、その人生をしっかりと謳歌しながら、自分の歩んできた人生を見つめながら、いろんな思いを馳せながら、尊厳ある人生の終末を迎えるというのが大切かなと思います。

先ほど申し上げましたように、この人生が地球の誰であれ、地球人の誰であれ、日本国民であれ、郡上市の人々であれ、この幸せにならなければならないということを絶えず願うわけでございます。

そうした中、この依然として深刻化する生活困難者の問題というものを私は3つに分けさせていただいて捉えております。というのは、まずは、これは交通手段の喪失、そして地域自治活動の維持、またその困難、あとは日常生活の維持、困難ということでございます。これは平成16年合併、そして合併前におきましてもずっと残る課題でございます。

そうした中、昨日の14番議員の中での人口減少問題を取り上げておられましたけれども、その際の答弁にも、日置市長がグラフを使って人口動態を示されたわけでございます。人口ピラミッドというよりも、もうピラミッド型ではないという事実。そして、しっかりと前が見通せる、この本市における人口動態です。今や、この見通せるものは何とかして先手を打つことによって私は解決、もしくはそれをソフトランディングでいくというふうに考えます。

この見通せない問題なんていうのは、今、特にウクライナ侵略のこの戦争など、これは本当に私たちでは到底見通せない課題でございますけれども、こうした社人研による人口動態をしっかりと

捉えて、それにしっかりと備えておく、それに手を打っていくことは、これは行政の責任でもあり、我々の責任でもあるということをしかりと自負しなければならないということを思っております。

合併後、この碓市政においては、特に生活困難者の問題をどう捉えたか。この広大な郡上市にとって公共交通機関などをどう回すか。それは各7か町村、それぞれの定期バスとか自主運行バスの条例があって、その条例を一つ一つひもといて、そしてこれをいかにソフトランディングして平準化させていくかというのが一番の課題であり、その4年間では何とかできてきたのかもしれませんが。そして、それでも少子高齢化が増してきますので、それぞれその時々においてその計画に基づきながらその手を打ってきたわけでございます。特に自主運行バスとか定期バスとかのダイヤをどうするか。そして、それに補えない場合はタクシー補助、またはデマンドバスの利用などいろんな手を打ってまいりました。

しかしながら、この問題は耐えることなく、市民からは大きな声はまだまだ上がっております。

日置市長が昨日示されたグラフの中で、戦後26年ぐらいからは郡上市が6万人余の人口に増えた。6万人余ということは、これは支える人口があるんです。やはり、そのお年寄りを支えるマンパワーがなくてはこのことはできなくなるんです。ですから、人口問題、この人口減少問題というもの、自然増減、社会増減に関わらず、その問題はずっと永遠にこの本市は考えていかなければならない問題だと私も思っております。執行部の方々も全くそのことは思っているところだということをおもっております。

そうした中、私も高校卒業し、郡上市内に就職をいたしまして、それから、ちょっと勉強をしに2年間くらいだけ市外に出ましたけれども、あとは37年間ここに住み続けております。そして、私は家庭の事情から3回くらいこの高鷲の中でも住所を変えさせていただいております。

その都度そこで見る光景は、あそこにお年寄りが見えたな、亡くなったな、そしてあのお年寄りの方はお一人になっちゃったな、そして高齢者——超高齢者です、高齢者の御夫婦の方があそこに住んでみえるな、あの方々とコミュニケーションを取るわけですがけれども、実際にどうやって買物をしておるのかな、誰に頼んでおるのかな、多分あの隣の方かな、あの御親戚の方かなって想像はしますし、知っておる方もみえますけれども、その実態を、知らない方も多数でございまして、結局私も恥ずかしいかな、他人事のように捉えてしまうところがあるんですが、しかし、それではいけないということを自分ではいつも思い聞かせておるわけでございますが、そうした問題が実際にあります。

私たち議会側も平均年齢を50はもう到底越しておりますし、執行部側を見ましても失礼ですけれども50歳以上の平均年齢を越えられると。私たちも今はこうして健康でおりますが、御家庭によっては分かりませんが、10年後、20年後、自分の御家庭のことを考えられたことはありますでしょうか。考えられておっても今は健康であれば、不自由がなければ、なかなかそうした方々、実

際に苦勞になっている皆様方の心が本当に分かるかといえ、まだまだ100%は理解していないかもしれません。自分たちの10年後、20年後を想像しながらこの質問を行っていきたいわけでございますけれども。

まず、ここで私が市民の皆様方から声をいただいている多数の中から、実際に、リアリティなもののかいつまんで申し上げたいと思います。

先ほど申し上げました3つの困難、柱を申し上げました。交通手段の創出、地域自治活動維持の困難、そして日常生活の維持の困難と申し上げましたが、まず1つ目の交通手段の創出といたしまして、これはずっとのことです。公共交通機関の廃止とか、高齢者の免許返納及び高齢者世帯の増加によりまして、買物や通院に困難が生じている。これ、かなり企画のほうでも頑張ってくださいましたけれども、まだまだこの声はあるんです。

2つ目の地域自治体活動維持の困難。これは自治会の活動や公民館活動というものは、旧態依然として存続しているものが多く、役割の担い手が本当に不足している。責任感が強くて不足しているんです。これ実態であります。

3つ目の日常生活の維持の困難、これは例えば家の周りの除草とか、あと雪下ろし、雪かきなど日常生活を維持することに本当に困難が生じております。また買物の店舗とか、ガソリンスタンド等の閉店により買物など本当に困難が生じている。これはまだまだずっと聞こえてくる声です。この手を打った、あの手を打ったでちょっと和らいだかなと思ったら大間違いです。これはもう永久に考えていかなければならないことです。

今、郡上市が考えているのは小さな拠点づくりです。これをもっともっと早く進めなければならぬ、私はそう思うわけでございます。

このような声がある中で、本市は今までタクシーを使った交通手段の確保、それに対する補助、また自主バスのようなそうしたことのダイヤの改正とか、そしてその経路を変更したりとか、そして病院のほうへ行くとかですね、そういうことを非常に難問クリア、クリアしながらここに至っています。

そうしたことを、まず、この交通手段に及んで言えば、やはりデマンドタクシーの関係をもっともっと強化するかとか、そして小さな拠点づくりをしてしっかりとそうしたことを本当にコンパクトにしていく。このことを今打ち出さなければ、今まで以上に高齢化、高齢化というよりも支える人が少なくなるんです。分子が大きくなるんですね。そういうことを考えましたら、まだまだ今からもっともっと強く打ち出していく手立てはないかということをおもうわけでございます。

そうした中、やはり今までは困難者に対しての直接補助など思いつくがままにはやってきたわけでございますが、やはり、これは今から下支えをする60歳以上を超えて定年された方でまだ元気な方々、そうした方々のマンパワーをやっぱりしっかりと支えるような組織づくりを手を打つという

ことが、私、大事ではないかということを思っております。

例えば、何でも屋さんというような形でもいいんですけども、こうしたことは八幡や和良の鹿倉のほうの地区とか、いろんなところでもそうしたボランティアグループが立ち上がっているようでもありますけれども、市内でも。そうしたことをしっかりとサポートしてあげて、ある程度その責任に対しての保障、それが一番大事なんです。これ何々してやってもいいけど、あの方を送って行ってもいいですけど、何かあったら、事故があったらどうしましょう、こうしましょう。これが一番不安なんです。こうしたことを網羅した施策を打って、そうした完全な優位プラス以上のサービス、そして行政側その下支えをするといったような組織をつくることをしていただけないかということ望むわけでございます。

あと、地域の自治会の活動なんかに関しましても組織する人数が減少している地区が非常にあります。そうしたことから組織の合併、そういうことをもっと図ることを本当に真剣に考えていただきたい。例えば、消防団とかいろんなことの合併の問題もあります。これ、地域によっては組とか号がありまして、5号組までであった、5組までであったところを3つにしたところもあるんです、実際。それをもっと実態を調べて、そして、そういう組織をしっかりとつくることを促していくことが行政にできないかということなんです。

それとか、地域の役職の廃止とか統合できるもの、それをスリム化する。例えば、婦人会組織がまだまだあるところもございしますが、その人たちに頼んでみたところで自分が敬老会に入っているもので手伝いもできん、自分がお客さんやというようなところもあります。ですから、この役職というものの任意組織というものを脱退しやすくできるような世論、そうしたものを醸造していく、難しいことですけど。そういうことも今から必要じゃないかなとも思っております。

こういうことも含めまして、1つ目の質問といたしまして再度読みますけれども、日常生活の困難者は政策を打ち続けても少子高齢化が進む限り、本市にとっては絶えない問題である、課題ではない、これは完全な問題です。元来の困難者の直接補助制度というものの考え方から脱却して、それも維持をしつつも問題解決をする組織づくり、その組織への助成を行っていくような施策をやっているかもしれないが、もっとそれを深く厚く早急に構築することができないかということについて所見を伺いたいと思います。担当部長をお願いします。

○議長（田代はつ江） 山川直保議員の質問に答弁を求めます。

三輪市長公室付部長。

○市長公室付部長（三輪幸司） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、人口の動向でございますが、令和2年度に行われました国勢調査では、郡上市の人口が3万8,997人となり、国立社会保障・人口問題研究所が推計しておりました人口予測を900人ほど下回る結果となりまして、人口減少の加速に加え、65歳以上の人口割合が37.5%となり、高齢化も一

段と進んでいる状況でございます。

そうした中で市民生活を維持していく上で、担い手不足、集落・自治会の維持、各種団体の維持、また行政需要の増加、財政逼迫などの点が課題として考えられております。具体的には、自治会活動の高齢化、これについては集落の維持とか、家の前の草刈りや雪おろし、これについては担い手不足などを課題として捉えているところでございます。

現在、市では地域運営を推進するための仕組みをどう整備していくかの方針や、具体的にどういった組織の構成がその地域に合っているか、また役割等について課内だけではなく広く関係課を集めた庁内検討会議を開き検討しているところでございますが、各地域にございます地域協議会では、小さな拠点の観点から先進事例の研究を行うなど、地域課題解決に向けた具体的な協議、実行が行われている地域もございまして、その進捗や活動内容は地域ごとで様々でございますが、小さな拠点とネットワークの考え方を取り入れた活動を行う地域協議会が増えているというところでございます。

地域協議会による活動の具体例としまして、例えば高鷲地域協議会では、令和2年度に高齢者の運転免許証返納者が今後増加することに伴い、交通支援が急務ということを考えまして、必要な対策を明確にする目的で75歳以上を対象に現状や要望を把握するアンケートを実施しておりまして、そのアンケート結果を踏まえまして、令和3年度、4年度には食料品配達サービスや福祉有償運送などの具体的な対策について検討を行っております。食料品配達サービスにつきましては、買物支援と地元商店存続の両方の課題解決を図ることを目的に、地域協議会と高鷲地区社会福祉協議会、高鷲市内の3つの食料品店で協議を行いまして、この3つの食料品店の協力の下、電話による注文と配達の実施に至っているというところでございます。

この取組につきましては食料品店に協力していただきましたが、この先、配食サービスでございましてとか福祉郵送など、その他様々な対策を実施する上では、それを実行に移す人や組織が必要不可欠でございます。その人や組織は地域のことを熟知し、昼間の時間にも動ける人材が望ましいというふうに考えておりまして、まさに会社等を退職した60歳以上の方々の力を借りる場面であるかと考えております。それが既存の組織に加わる形になるのか、新しい組織として形成するのかは、各地域の状況によって異なるというふうに考えますが、地域の課題解決策の実行を担う人や組織については、会社等を退職した60歳以上の方々の力をお借りした新たな働き場所の形成なども踏まえまして、今後の地域運営の仕組みでございましてとか、また、交付金等の検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(10番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 山川直保議員。

○10番（山川直保） 部長、ありがとうございます。よく分かりました。そういう策を、ぜひ早急に行っていただきたいと思います。

付け加えて申し上げますが、昨日の人口の問題、これは自然増、そして社会増減のことにに関して申し上げますと、なぜこれを申し上げるかという、支える人が少なくてこのことができないわけですから、この人口問題に元の要因ができるわけです。ですから、一言申し上げますけれども、自然増に対しての施策というものは、子育て日本一へ目指しているような手も打ってまいりました。実際これ子ども医療の無償化とか、そういうことも本当にこの岐阜圏域でも1番、2番に行っているこの本市ですよ。ですから、それをうたってみても、私、今現存するお子様方が増える要因があるその世代の方々が実際になければどうにもならんことなんです。ですから、私、これからは、この社会増減、増施策にある程度ウエートを置くべきだと思います。この社会増を狙うための要因は、特にアクセスの問題とか、医療福祉のサービスの良さとか、娯楽があるとか、あと職場がしっかりとあるとか、そうしたことによって今のこの社会増しておる全国の市町村のトップを見るとそうしたことに力を入れられておる。そういうことによって人が集まる。そうすれば、ここで自然増がおのずと起きていくということでございますので、直接これがいい施策、いい補助がありますとうたうよりも、やはり社会増にも施策にも予算を今からお金かけなければいけないし、そして知恵も出さなければならないということも思っております。

先ほど申し上げましたが、私の隣のあたりの独居の高齢の方が見えました。元気な方でしたけれども急に見えなくなったんで、どうしたかなと思ったら、やはり心配やもんで町のほうへ息子さんたち夫婦がお連れになったということです。これ、社会減です。社会減です。こういうことが郡上市中、結構あるんじゃないですか。ですから、この社会減をなくするためにも先ほどの交通問題とか、そうしたことをしっかり維持すれば、その方々もお年寄りになって元気のまま人生を過ごせるかもしれません。

そして、国勢調査によれば、1人当たりの住民があれば、それなりの交付税が数十万円は入って来る計算にはなりますよね。ですから、そうした形のことも考えていただきたい。これこそ、この社会減は特に行政の責任であるということを思います。私たちの責任でもあるということも思いまして、この質問を終えさせていただきます。

続きまして、副市長さんにお尋ねいたします。

郡上市地球温暖化対策実行計画についてお伺いしたいわけですが、このことにつきましては、私たち議会には概要版といたしまして、令和5年5月——今年、示されているわけですが、これをいよいよ脱炭素先行地域の認定をされるということを私もお聞きいたしまして、このことはいつされたのかどうなのか。議会のほうにはあまり詳しく説明がされていないんじゃないですか。8月中だったと思うんですけども、そうしていつ認定だって。これ私、ほかの組

織の方から聞きました。ですから、特に産業建設常任委員会とか、こうしたことをしっかりと把握していたかどうか心配でならないわけでございます。しかも聞くところ、この認定が終わりますと、1地域に1認定につき50億円の交付金が落ちるということでございます。じゃあ、この交付金をしっかりと使えるのかどうかということです。それが、やはりその地域の経済がしっかりとした基盤がなければ、このお金を有効に使うことはできないんじゃないかなと心配いたしました。

内容を見てみますと、例えば本市も観光立市、観光立市と言っていますけど、まだまだなんです、私も。まだまだです。例えば、こうしたスキー産業につきましても北海道の大きなリゾート地、そうしたところにはびったし合うような認定かもしれませんが、本市についてはまだまだその企業にもその体力が果たしてこのコロナ明けであるのかどうか、心配なんです。ですから、このことについて本市が今進めておられますので、真っ只中としてお聞きをするわけでございます。

一つ目は、本市は脱炭素先行地域の申請をされていますが、最大のメリットというのは何かというものを伺いたいことと、またそれによる地域の経済効果、これはなかなか出すのが難しいわけでございますけれども、どれほどに想定されておられるのか。また、このことによるブランディングです。郡上市は脱炭素化をやっている、このブランディング効果がこのように知れ渡って、そしてこの中京圏や大阪圏、全国各地からどれだけ来てもらうか。そして、インバウンドの需要、それをどれだけ見込まれておられるのか。できるだけ具体的な数値を上げてお答えをまずいただきたいと思えます。

○議長（田代はつ江） 青木副市長。

○副市長（青木 修） それでは、お答えをしたいと思いますけれども、まだこれ申請をしている段階ですので、具体的に数字を上げてお答えをするということは、今の段階ではまだできませんから、この事業のおおよその内容と、それから期待できる事業そのものの効果と、それによって波及をしてくる効果についてお答えをしたいというふうに思います。

まず、脱炭素先行地域事業というのは一体何やということからお答えをしたいと思いますけれども、これについては、市のほうでは地球温暖化の対策としての実行計画の区域編を作成しておりますし、すぐ、それに引き続いて再生可能エネルギーの基本計画を立てております。その中に様々な内容があるわけですが、特にこの先行地域に関する内容が非常に多く含まれておりましたので、環境省の行おうとしている脱炭素先行地域に状況を調べまして手を挙げるというところまで至ったわけですが、この脱炭素先行地域の主な事業目的ですけれども、脱炭素先行地域をつくって、そこで進められる事業をモデルとして全国に脱炭素の取組を広げるという目的があります。これについては、令和3年度に環境省が作成した地域脱炭素ロードマップに基づいて、国が今後5年間に政策を総動員し、人材、技術、情報、資金、こういったことについて積極的な支援をしていく事業モデルとなっております。そして、このモデルに全国で想定されている地域の数としては、2030年度まで

に全国で100か所を予定されております。モデルとして想定されている脱炭素先行地域の数百か所と申しあげましたけれども、この100か所のスタート時点で、現在の段階で進められているのがおおよそ4回目の申請を受理するという段階になっておりまして、郡上市はこの4回目に手を挙げたということになっております。そこで、事業採択は各回おおよそ20か所で、第3回目までに62か所が選定されております。この採択率は約33%ですので非常にハードルの高い事業となっていることが言えます。

その採択の要件ですけれども、脱炭素を進める上で全国のモデルケースとなること、それから2030年度までに脱炭素先行地域内の民生部門、これは家庭ですとか事業所、こういったところでの電力消費に伴う二酸化炭素の排出を実質ゼロにする。それから、脱炭素の取組に伴う地域課題の解決や、住民の暮らしの質の向上につながることで、そして他地域へ展開をする可能性があること、もう一点は民間との共同提案であるということ、これだけが採択の要件になっております。

この要件を踏まえて、郡上市はどのような提案をしているかということですが、西日本最大のスノーリゾートであるタカスマウンテンズ、ここを含む高鷲地域と清流長良川沿いにある道の駅などの観光施設を含む地域を対象としています。

今、皆さんのタブレットにその地域のエリアを地図で示しておりますが、その地域、それが先行地域として申請している地域となります。

そこで、この地域の中で実際にこれから事業を進めていこうとする場合に、どういった効果が考えられるかということがあるわけですが、この事業目的からする効果として考えられることは、これはあくまで採択されてからの話ですけれども、令和6年度からスタートして10年までの5年間になります。それが順調に進んだと想定した場合に、郡上市としては2013年度の基準年として、2030年に46%の二酸化炭素の削減というのを目標として設定をしています。この設定している目標にかなり寄与ができるのではないかなというふうに思います。それは、おおよそこの事業によって、2030年度までに削減しようとする量の約17%を削減ができるというふうに計算をしております。

それから、もう一つは、スノーリゾート地域ですとか、あるいは長良川流域の観光施設で脱炭素化を進めることで、その先の100年までの郡上の自然とか文化とか環境を大事にした観光というのを展開することができますので、観光と環境の新しい観光地域のモデルとして、言わば大きくアピールすることができるのではないかと思います。

それから、もう一点は郡上市内で発電される再生可能エネルギーを市内で消費するということによって再生可能エネルギーの地産地消と、そして売電をした利益の地域内循環が可能であるということが今のところ想定をしております。

そして、今、事業目的から見た成果についてお答えをしましたが、今度は波及的な経済効

果及びインバウンドの需要についてお答えをしたいと思います。まずこの再生可能エネルギーの発電を行うためには、必要な施設や設備を整備していかなければなりませんので、市内の業者の方の、言わば新たな事業であったり雇用を生んだりする可能性があります。

それから、もう一つはスノーリゾート地域ですとか、あるいは長良川流域の施設や設備の省エネルギー化を進める、あるいは再生可能エネルギーによる電力の使用によって電気料金の削減というのも期待ができます。これはスキー場の経営の安定に寄与するのではないかというふうに思っております。

そして、3つ目には、この脱炭素先行地域のエリアが環境に配慮した観光地であるということもPRすることが可能です。世界に向けて発信することが可能ですので、そうしますと環境意識の高いヨーロッパ諸国をはじめ、諸外国からの来訪者が期待できます。この件について言いますと、既に観光連盟のほうで国際競争力の高いスノーリゾート形成計画を立てておまして、それによって例えば宿泊のおおよその目標値を設定しておりますが、それは2030年度には市内での総宿泊者数も含めて大体60万人という目標を立てております。このうち外国人宿泊者を全体の16%に相当する9万6,000人と見ております。このスノーリゾート地域における今の9万6,000人というのは、実は先進地である北海道のニセコの約半分を想定しております。まだニセコには及びませんので、そうした形で数を上げているというのが現状でございます。

以上です。

(10番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 山川直保議員。

○10番（山川直保） ありがとうございます。事業の内容と事業効果というものを副市長の口からおっしゃっていただきまして理解できたと思います。

今もお聞きしておりますけれども、やはりすばらしい事業ですけれども、これが全部なされれば本当に総花的にすごいプロジェクトだと思います。ですから、これが達成できたら、郡上はすごく全国に並ぶようなところになると思うんです。ですから、このことは成功するために祈っています。そのためにも、これが通ったときに組織される運営、組織の構成というのが一番気になるわけです。これはやる気満々だけでも駄目なんです。これ、かなり高い先を見越した頭の柔らかさといろんな知識を備えた人たち、または資金力、銀行も併せた、そうした方々も本当にコンセンサスを取って中間に入ってくれてこそ、この組織が構成されて、そして地元の民間との共同提案ですから、口だけではなしに本気でお金を出してくれる方々が一緒にならなければいけない。ですから、この組織づくりというものは、私にも一つ考えがある。ですけど、今回は申し上げませんが、しっかりとそのときになりましたら、また意見を申し上げたいということも、全協なりでも申し上げてまいりたいということをおもっております。ですから、このときの構成をどのようにされるか大体お伺いした

いことと、やはりお金が来ても附帯設備等には、例えばサッシを入れたい。三重サッシに変えれば石化燃料の炊く量が減る、CO₂が減るということで三重サッシを入れさせてください、いいですよとなったときに、その周りはずいぶんつくって、またこの胴縁を入れたり、まわしが入れたり、そうした附帯的な設備とかにそこにもしっかりとお金がつくかどうか不透明ですね。ですから、例えば新しいスキー場にもっと効率化されたスノーマシンを入れましようと言ったときでも、その現物には10分の10来ても、そこまでの配管工事、また、そこへするための附帯工事がすごくかかったり、いやいや、これそこまできかかったら自分の自費でできませんということも起きてくる可能性は私は大だと思っております。ですから、そのときのために、市長さん、市単独でもある程度補助してくれれば、この来る交付金額は使い切るんだというような意気込み、それもある程度腹を持ってこの事業に向かっただけいかなければならないことだと思うので、臨機応変に前向きに考えられる用意はあるかどうかをお聞きしたいと。

そして、もう一つはここに書いておりますけれども、この事業範囲はどこにされるか。高鷲中心、今全部って言われましたけど。この事業範囲は地図で分かりました。でも、これに対するデメリットは何かあるのかどうか、それを考えられている部分もあるのか。美しいことばかりじゃないということも考えながら、このことに手を挙げられたのか。それについてお伺いします。

○議長（田代はつ江） 青木副市長。

○副市長（青木 修） あまり時間がございませんので、簡潔にお答えさせていただきます。

この事業全体は民間主導で行っていきます。もちろん市も関わっていきます。最初に有志で立ち上げられた合同会社によって、市との関係ですとか、これからの事業推進について、まず言わば下準備をしていただくようになっております。その後、株式会社として地域電力を運用していく、そういう組織をつくっていきます。そこには金融機関をはじめ、この趣旨に賛同するいろんな団体からの出資を仰ぎます。市もそういった、仮に出資が必要であるとすれば出資するということになろうかと思えます。そうしたことになる、当然資金が必要になってきます。この資金につきましては、環境省からの交付金というのが予定されておりますので、事業によりますけれども4分の3、もしくは3分の2という割合で出てきます。そうしますと、あとの残りについてどうするかということになります。この残りについては金融機関からの融資を受けたり、あるいは国がそういった事業のために新たに株式会社を設定しておりますので、そういったところからの融資を受けるということになります。

したがって、これから進めていこうとすると、その運営組織が主体になりますから、この運営組織によっていろんな事業が展開されていきますので、民間のいろんな知恵も生かすことができるというふうに思います。

仮に、今後単独で市のほうがいろいろ予算措置をしていくかということについては、これはまだ

はっきりしませんけれども、事業の展開によっては考えていきたいと思いますが、現在の段階では運営組織が必要な資金についてはまた提供していくということになるのではないかとこのように今このところ考えております。

今のエリアとして設定をしたところについての、現在の段階ではデメリットがあるということについては、今のところは想定をしておりません。

ただ、これが認定をされた後に、これを本格的にやっつけようとするれば、よほどの覚悟が必要になってくるというふうに思いますし、そのためにかなり知恵を絞らなければならないということも思っておりますので、それはそれとして今後の大事な課題として捉えておりますので、今進めている人たちとの協議をより深く進めていきたいというふうに思っております。

(10番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 山川直保議員。

○10番（山川直保） 再質問でございませぬが、後段のお言葉をいただきまして、市の各部、相当な腹を持ってこの事業を進められるということでございますので、これはお金が来たが使えんでは困りますので、しっかりとそれは組織づくりからの段階でそうした気持ちを持った精鋭部隊に、組織に加わっていただいて、組織づくりをなされたいということを願って、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、山川直保議員の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午前11時41分)

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

なお、報道のため撮影を許可しておりますので、お願いいたします。

(午後 1時00分)

◇ 田 中 やすひさ 議員

○議長（田代はつ江） 11番 田中やすひさ議員の質問を許可いたします。

11番 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） 皆さん、お疲れの中、恐縮でございますけれども、議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

今回は、大きく2項目について質問をいたします。

1つ目は、中長期的な視点に立った郡上市の戦略について伺いをいたします。

国の状況を見ると、今年6月、半導体デジタル産業戦略が改定をされました。今後、経済安全保

障や災害リスクの観点から、半導体やデジタルインフラの地方拡散が進められます。国を挙げたプロジェクトで、自民党の半導体戦略推進議員連盟は、半導体の製造基盤強化のために、10年で官民合わせて10兆円規模の投資を提言していますが、これは危機感の裏返しとも言えます。

半導体を制する者が世界を制すとも言われる現代、開発競争は激化し、製造拠点をめぐる地政学的な攻防にまで発展しており、こうした背景から国内の半導体産業を維持・強化することが、我が国の将来と国民の安全にとって重要な戦略になると言われています。

経産省は、デジタル化社会で最重要となる半導体、データセンター、クラウドサービスを三本柱と位置づけていますが、半導体分野で注目を集めたのが、世界最大規模の台湾の半導体の会社であるTSMC日本工場の新設です。同社とソニーグループ、デンソーが共同出資し、熊本県菊陽町に新工場を建設し、生産を開始する予定となっています。

TSMCの時価総額は、トヨタ自動車の約2倍の企業でございまして、アメリカのインテルも最先端の製品はTSMCに頼っているほか、ソニーのゲーム機、プレイステーション5の心臓部にも使われている半導体を生産しているのもこの会社であります。

注目すべきは、現地に与える経済効果で関連企業の進出、新たな工業団地の開発、住宅整備などを含め、10年間で4兆3,000億円に上るとされています。

また、TSMCの進出が2021年10月に発表されて以降、関連産業の企業立地件数は、物流を含めると既に2023年5月現在で31社に上っているということで、すさまじい勢いだと言えます。

なぜ、菊陽町が選ばれたのか、それは菊陽町、熊本に半導体産業が集積していることが大きいとされています。日本は半導体分野では製造装置や材料に強みがあるとされており、この九州に半導体関連企業が集積していることが進出の決め手だと言われています。

一方、データセンターの地方分散に関しては、県内の中津川市、恵那市、多治見市が候補地となっています。データセンターとは、インターネットのサーバーやネットワーク機器を設置するために特別に作られた建物で、私たちがLINEでやり取りできるのも、ユーチューブなどの動画が見えるのも全てデータセンターがあるおかげであります。

今後あらゆる社会でデジタル化が進む中で、データ量は日々飛躍的に増え続けており、政府の資料によれば、今後10年間でデータの量は現在のおよそ30倍に増えると予想されています。

データは21世紀の石油とも呼ばれ、それを格納するデータセンターが極めて重要な役割を持っています。現在、国内にあるデータセンターの約6割が関東、2割強が関西に集結していることから、先に述べたように政府が国策として分散を進めようとしています。実際、昨年、経産省のデータセンター事業実施可能性調査事業で、全国10の地域に恵那市が含まれ、動き出しています。

データセンターにとって望ましい立地は、寒冷で地盤が硬いことと言われていますが、その中でなぜに恵那や中津川が候補地となったかと言えば、私が考えるに、地域を超えて誘致活動に動いて

いることが大きいからだと考えます。

菊陽町の例、東濃の例、これらから学ぶべきは、本市にとっても多くのことがあります、一番大きなものは、郡上市のみで考える企業誘致とは別次元の地域を超えた面としての産業誘致、産業育成という観点ではないかというふうに考えます。

東海北陸自動車道や、そこまで進んできた中部縦貫自動車道、多くの方々のお力で堀越峠区間が国の権限代行で新規事業化された濃飛横断自動車道、これらの道路網も最大限生かし、太平洋と日本海を中心に位置する本市が中心となって企業誘致にとどまる、地域を超えた面としての産業誘致、産業育成を面として広めていくことが、これからの時代に求められているのではないかと考えます。

例えば、今後、中津川にデータセンターができれば、そのデータセンターを利用する関連のIT産業の誘致も期待できることから、濃飛横断自動車道はIT産業の集積の可能性もあり得るかもしれません。

これは一例ですが、考え方として、本市のみならず、各地域でも人口減少が進む中で産業を育成し企業誘致を進めるためにも、単発的な企業誘致だけではなく、地域を超えた面での産業を中期的に構想し育成していくという視点が大切ではないかと考えます。

実際、企業誘致において、進出企業にとって本市は、立地の面では十分だが、人が集まらないという課題が大きいとも聞いています。広域的な道路網の整備が進み、本市の立地を最大限に生かすためには、こういった視点で産業誘致に取り組んでいくことが必要だと考えますが、市長のお考えをお聞きいたします。

○議長（田代はつ江） 田中やすひさ議員の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思います。

今、田中議員の御指摘は、いわゆる郡上市がこれまでの既存の東海北陸自動車道だけでなく、中部縦貫自動車道あるいは濃飛横断自動車道、こうした幹線交通網が整備されていくという交通条件のこれからの向上ということと、それから、今、例に出されました熊本県の菊陽町の大きな半導体工場の立地であるとか、あるいは岐阜県東濃の恵那市におけるデータセンターの立地の候補地になっているというようなことで、いわば企業誘致というようなものも、そうした単一の郡上市ということを考えるだけでなく、いろんな意味で広域的な図柄の中で、いわゆる戦略的な企業誘致を進めるべきではないかと、こういう御指摘というふうに受け止めました。

まさに、そうした視点が必要であるというふうに私も感じるわけですが、その際にやはり非常に大切なことは、郡上市において、そうした広域的な戦略的な企業誘致を受け止める工業団地といいますか、そういうようなものの造成、そうしたものが具体的にどの程度の規模のものでできるかと、こういうことが一つは大きな課題であろうかというふうに思っております。

菊陽町の先ほど例に出されましたTSMC台湾企業の立地については、菊陽町というのは私も行ったことはありませんが、非常に立地条件のいいところで、23ヘクタールの工業用地を造成してそれを迎え入れているというようなことでございますし、またデータセンターの立地候補地として、今上がっております恵那市というようなところ、恵那市や中津川市というようなところは、東濃特有の非常になだらかな地形、大きな立地を描ける場所でありますし、また東濃は確かに、恐らく恵那市だけが単独で動いたわけではなくて、岐阜県を含み、あの辺り一帯がリニア新幹線の岐阜県駅になるというようなこと。

かつては、あの辺は首都機能移転ということで、その立地を議せられた箇所でありますけれども、そういう中で、確かに戦略的に今までも動かされたことの成果であろうというふうに思っておるところでございます。

そういう、よその言わば成功事例というようなものを、よく私ども研究をし、そして、郡上市が迎えるこれからの幹線交通網の整備という新しい時代に向けて、どのような立地戦略が描けるかということは、議員がおっしゃるように、大いに研究をしていくべきであるというふうに考えておるところでございます。

幹線交通網という意味では、今申し上げた3つのほかに、もう間もなく東海環状自動車道も大きく完成の域に達してまいります。そうしますと、名神高速道路から今までの一宮ジャンクションを通らないで、東海北陸に直結をして入ってくるというようなことで、こうしたものも、やはり、例えば、もう既に東海環状自動車道の西回り沿いには、いろんな工業団地構想がございますけれども、郡上市にとってどのような影響を与えるのかと、こういったことも考えていく必要があるというふうに思っております。

今、郡上市が白鳥の大島工業団地に続いて構想しているのは、美並インターの大矢元の工業団地ですが、郡上市の地形、そうしたものにあって、言わば菊陽町の23ヘクタールのほぼ10分の1の2.5ヘクタールの工業用地を作るということで、今、鋭意進めようとしているわけですが、郡上市は、郡上市に合ったその郡上市の地形であるとか、いろんなことも含めて考えていく必要も、一面では現実的な課題としてあるというふうに思っておるところでございます。

郡上市においては、そういう意味では、大きな図柄を描いた中での企業誘致あるいは郡上市の特性を生かした、いろんなきれいな水があるとか、空気があるとか、そういったことのイメージの中から、例えばですけども食品工業であるとか、そうしたことのいろんな企業誘致もまた可能ではないかというふうに思っております。

いずれにしろ、時代は大きく変化をしておりますので、そうした外の事例にも目を見開きながら、今後の企業誘致ということを考えていく必要があるというふうに思っております。

(11番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） ありがとうございます。今、市長がおっしゃったように、時代も変わる中で、時代の変化に対応しながら、郡上でもというよりも、郡上だからできる、また面を生かせる、また道路網も生かせる産業誘致の構想をしていただきながら、市民が夢を持てるような郡上市づくりに取り組んでいただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、大項目2の質問をさせていただきます。

郡上市奨学金と企業の人手不足についてというテーマで、子育て支援とUターンを扱いたいというふうに考えます。1つ目と2つ目の質問を同時にさせていただきますので、それぞれ担当部長さん、よろしく願いいたします。

郡上市の奨学金を借りて返還に当たっては、卒業後、郡上市内に住所を有する方、生活の本拠地をしている方は、毎年度申請することで返済額の2分の1相当、最大で年間20万円まで免除となる、いわゆるUターン奨学金が制度化をされていますが、これまでの実績について教育次長にお尋ねしたいと思います。

続きまして、昨年度市内で就職した高卒者の人数は何名か、商工観光部長にお尋ねしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、私のほうからは奨学資金返還免除の実績についてお答えをさせていただきます。

市では、高校・短期大学・大学・専門学校等に入学予定の方や在学中の方で、経済的理由により就学が困難となっている学生を対象に、奨学資金の貸付を行っております。

平成28年度から、就学者の経済的支援という本来の目的に加え、郡上市にUターンや定住をしていただくための支援として、同奨学資金の返還時の免除制度を追加して運用しております。

郡上市青少年育英奨学資金貸付条例では、選奨生は奨学資金の貸付の終了した月の翌月から起算して、6か月を計画した日から15年以内で奨学資金を返還していただくことになっておりますが、郡上市青少年育英奨学資金貸付条例施行規則により、卒業後、郡上市に住所を有し、規則で定める市税等の滞納がないことを条件として、1年当たりの額の2分の1に相当する額で、20万円を限度として返還を免除しております。

この制度により、平成28年度から令和4年度まで1,403万5,000円の返還を免除し、44人の郡上市定住を促しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） それでは私からは、昨年度市内で就職されました高卒者の人数について、市内3つの高校における現状を申し上げさせていただきます。

まず、郡上高等学校の令和4年度の卒業生は168名で、そのうち就職された方は12名であり、全体の約7%であります。その就職された方で、市内就職者は12名中9名の75%となっております。

同じように、郡上北高等学校について申し上げますと、令和4年度卒業生95名に対しまして就職者は29名の約31%であり、そのうち市内での就職者は14名で、就職者の約48%が市内で就職されております。

また、郡上特別支援学校につきましては、卒業生5名中全ての方が市内で就職されております。

これら3校を合計いたしますと、令和4年度の卒業生268名に対しまして就職者は46名で、全体の約17%となり、そのうち市内での就職者は28名で、就職者の約61%が市内で就職されております。卒業生全体の割合で申し上げますと、おおむね1割の方が市内事業所へ就職されております。

以上です。

(11番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） 教育次長の答弁から、このUターン奨学金の効果は限定的であるということが私は考えました。なぜなら対象者が郡上市の奨学金に限定されているからで、大半の大学生や専門学生が借りる奨学金は対象となっていないからであります。

また、商工観光部長の答弁から、コロナの影響も考えられますが、高校を卒業して市内で就職される方は減少しており、コロナの影響を除いても、そもそも高校生の分母、人数や社会の傾向として、この数が今後大きく増えてくることはなかなか考えにくいということを考えました。

また現在、日本学生支援機構の2020年度学生生活調査結果によると、大学生の49.6%約半分が奨学金を利用しているそうですが、通える大学などが少ない本市の場合は、より多くの方々が利用されていると予測できます。

奨学金の返済は家計への負担にもつながり、将来のライフプランにも少なからず影響を及ぼしています。今年3月の朝日新聞の記事によれば、奨学金返済による生活設計の影響として、「結婚」と答えたのは約38%、「子育て」が約32%、「出産」が約31%となっています。さらに、子育てをする親の面から言えば、子ども一人に係る教育費負担は大きく、特に今の親御さんは、将来、大学等の学費などを若いうちから見越して経済的な負担を考える傾向があるように思います。奨学金の返済と教育費というのは、少子化対策の大きな課題の一つと言えます。

今申し上げたことを踏まえていただき、市の奨学金に限定されている返還免除を、多くの学生が借りている日本学生支援機構などのほかの奨学金制度まで拡大できないかを伺いたいと思います。これによりお金の心配をしなくても、郡上の子どもたちが広い世界で羽ばたき、学ぶことを応援しつつ返還免除対象を大幅に拡大することで、ふるさとに帰ってきやすい環境を整備できます。

そして、その奨学金を借りる際に、市内企業の例えばインターンや企業訪問をするなどをしてい

ただいて、市内の企業と学生を結びつけるなどの取組を合わせて行ったり、関係人口の構築につながっていくなど、市内企業の人手不足の解消やUターンの促進にもつながるような制度設計にしていけば、さらなる相乗効果が見込めると考えます。

今まで申し上げたように、これはUターンの支援のみならず、子育ての支援でもあります。「がんばれ子育て応援事業」、高校生までの医療費無料化などの現行の制度に、最も経済的な負担が大きい高等教育の支援を加えれば、日置市政が進める子育て応援のピースがそろそろことになると考えます。市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思いますが、今、御指摘がありましたように、郡上市は、いわば郡上市の奨学金の貸付けについて、貸主の立場で卒業後、郡上市へ帰ってきてくれた奨学金の借受けをしている人たちに対して、一定の返還免除をしているということではありますが、これは確かに御指摘がありましたように、先ほど教育次長も申し上げましたけども、1年間で数人程度の奨学金を借り受ける人たちというようなことで、その返還免除を幾ら講じても、その広がりはおっしゃるように非常に少ないということからすると、御指摘のような点に目を向けるということとは、私も非常にこれは大切なことだというふうに思いました。

郡上高校のほうに卒業生の方で、四大や短期大学や専門学校、こうしたところへ進学をした方々、これらの方々は、郡上高校の場合はほぼ9割に相当する人たちですけれども、そういった人たちの中でどの程度の方が、いわゆる日本学生支援機構、昔の日本育英会でしょうか、ここの奨学金を借りているかということをお尋ねをいたしましたところ、郡上高校の場合は、先ほど半分程度というお話がありましたが57%ということで、ほぼ郡上市の場合は6割弱の人たちが、この日本学生支援機構の奨学金を借りておられるということでもあります。

日本学生支援機構の奨学金は、幾つかの種類に分かれておりまして、確かに給付型という形で返さなくてもいいという奨学金もございますが、あとは有利子のものと無利子のものということで、いずれにしろ貸付金であります。

そうすると、この給付型を受けていらっしゃる方は非常に数が少なく、もちろん給付型でもその給付型の奨学金プラス貸付型を併用するという方もいらっしゃるようではございますけれども、給付ということで返さなくてもいいという奨学金だけを背負って卒業される方はごく僅かということで、ほとんどの方が返済義務を背負いながら職につかれるということでございます。

そういうことでもありますから、この人たちの就職をしてからの生活支援あるいは家庭設計と申しますか、そういうことを支援するためには、非常にこの奨学金の返済の負担を軽くすることというのは大切なことだというふうに思っております。

そこで、この日本学生支援機構は、例えば就職先の企業が、その方々に支払う給料の中に返済分

を含めて支給して、そしてその借り受けた人から機構へ返済をするというような制度が従来型であったようですが、それにプラス、そういう奨学金を借りている人を雇用している企業が借りた人に代わって直接機構へ返済をするという、代理弁済のようなものだと思いますけども、そういうことをする仕組みも作ったということをごさいます。

そして、さらにここを注目すべきことなんですけれども、そうした措置を取った企業は、税制上のいわゆる損金参入とか、あるいは税額控除というようなものが受けられると。こういうかなり企業にとってみれば、ほしい人材を確保するというこのために、あまり自分のとこの懐を痛めないでというか、まるまる企業負担という形で大きく負担をしないで、その返済を助けてやることによって、人材を確保することができるという、こういう仕組みができています。

これが今、日本学生支援機構のほうの発表を見ますと、こういう制度を取り入れているのが全国ベースで1,000社程度ということだそうをごさいます、現在のそういう会社の名前はホームページにも掲げられているようですが、残念ながら郡上市においてはそういう企業は今のところはないということをごさいます。

そこで、市の雇用促進協議会で、この問題について、こういう制度があるけれども知っていますかということと、そういう制度を取り入れる考えはありませんかと、こういう緊急アンケートをこの前いたしましたら、回答があったのは32社ほどだそうをごさいますけれども、ほとんどの方が「そういう制度があるということを知らなかった」ということと、しかし「その制度には大いに関心がある」と、こういう回答が返ってきたそうをごさいます。

そういうことですから、この制度は本当に人材確保ということを真剣に取り組んでいる企業であるならば、そういう税制上の措置等も活用しながら人材を確保することについては、非常に魅力のある制度だというふうに思っています。したがって、この制度については雇用促進協議会等において、さらにちょっと周知を図りたいと思いますし、またそういうことで、税制上の優遇措置等があるということですから、あまり企業の負担をかけなくても、この支援措置が講じられるということですから、そういう企業のやはり動きというものを見てみたいと思います。

企業がどうしてもそういう措置だけでは何か負担があるので、公的な支援もほしいというような話が出てくれば、郡上市もそういったものに関わっていくということは考えられますが、まずはこうした措置があると。しかもかなり郡上市の出身の学生が広範囲にこの機構の奨学金の貸付けを受けているという現状を見れば、そうした措置を郡上市出身のUターン者を確保するというようなことでは非常に大切な制度であり、大切な御指摘であると思いますので、今後そうしたものの活用というものが図れるように。

また、その際にそういう制度をやられる場合に企業の皆さんは、例えば郡上市に対しては何をお望みなのかというようなこともお聞きをしながら対応してまいりたいというふうに考えています。

(11番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） 雇用対策協議会等に緊急アンケート等を取っていただきまして、本当にありがとうございました。

市長が今、御紹介していただいた制度も私もネット等で拝見をさせていただきましたけども、なかなかそうした場合、郡上市に対するインセンティブという、ほかの地域に所在する企業も同じようなことをしますので、郡上市に対するインセンティブという意味にはなりませんけれども、今、市長がおっしゃっていただいたように、雇用対策協議会や企業の皆さんとよく話し合っていて、郡上市に対するインセンティブとかは、どういうふうに設計していけるかといったものを、また案を考えていただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、田中やすひさ議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は13時40分を予定いたします。

(午後 1時30分)

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時40分)

◇ 清水敏夫 議員

○議長（田代はつ江） 17番 清水敏夫議員の質問を許可いたします。

17番 清水敏夫議員。

○17番（清水敏夫） 17番、清水です。皆さん、こんにちは。各委員には連日お疲れさまでございます。最後までのお付き合いをよろしくお願いいたしますというふうに思います。議長さんより質問の許可を賜りましたので、これより質問に入ります。

いよいよ9月定例会の一般質問も3日目の最終日を迎えました。図らずも今回このタイミングを頂くことがかない感謝とともに、その責任の重さをも感じております。

今回の私の質問は、市長さんに対しての一点、どうする日置市長、5期目の思いはのみであります。内容は文字どおり市長さんの進退を何うという極めてあるいはぶしつけなこととなり、私も内心は心苦しく心を痛めております。

そこで市長さんには、この際、思いの丈を答弁に多くの時間を費やしていただきたく思いますが、私も少しだけというかちょっとは長くなるかもしれませんが、質問へのあるいは経過を、思いを述べさせていただきます。

まずは本日のテーマに入る前に、4年前になりますけれども、令和元年9月の定例会一般質問において、凶らずもそのときも「来春4期目の市長選挙をどう臨まれるか」と題して伺いましたので、少し振り返ってみたいと思います。

その折の市長さんの答弁は、およそ次のとおりでありました。どう臨まれるか日置市長は、「平成20年の就任時には市財政の健全化が最重要課題で、第2の夕張市にとの危機感もあった。20年度の実質公債比率は21.8%で、市は起債許可団体、18%以上ですね——となり、18%を切る財政運営が一つのミッションでありましたと。18%を切るには、計画では平成31年度までとの予想で、予測では容易ではないという思いだったが、国の地方交付税制度の改善などもあり、平成25年度には16.8%となり許可団体から脱しました。さらに29、30年度では12.7%とやらせていただいた。」と。

また、今年度からは交付税の合併算定替特例の終了や合併特例債を満額活用したことから、これからの財政運営は正念場を迎えるが、適切な財政運営を行うことで乗り切れると確信している。

市における人口問題を子育て支援面では小中学校児童生徒に対する医療費の無償化、高校生に対する商品券支給での医療費無償化を実施、産業振興面では長良川木材やTEKNI Aなど企業誘致、そして産業支援センターの設置、現在は観光立市郡上を政策の旗印として市の活性化に取り組んでおり、今後着実に進めていく。

また、公共施設の適正配置では、学校の再編、あるべき姿についても検討していく。

本題の市長選挙については、これまで進めてきた施政方針が継続的に進められる必要があるが、自身の責任は十分に果たせていないという思いがある。しかし、信なくば立たずのように、私の一存では決められるものではなく、これまでの皆さんの指導など十分熟慮し、間違いのない選択をして早めに決断したい。このように述べられたことを思い出します。

あれから4年、市長は4期目の就任から3年6か月とまだ6か月ぐらい残っておりますが、あれから4年たちます中で私は今身より一貫して、大河ドラマの「どうする家康」にもヒントを得た格好になりますけども、「どうする日置市長」をテーマにして質問を開始しました。

本年3月定例議会では、日置市長4期目の市政運営と持続的可能なまちづくりを質問し、さらに6月定例会でも再び観光立市郡上の策はと、令和5年度当初予算の市長施政方針からの市長の考えを、熱意を伺ったところでございます。

まずは、4期16年間、郡上市のトップリーダーとして日夜を問わずの御尽力と御活躍には敬意を表させていただきます。特に4期目の就任から3年間は、新型コロナという誰もが予期し得ない事態に対処をよくされていきましたね。そうした中ではありましたが、特に人口問題では、就任以来、様々な市独自のあるいはまた時代を先取りした施策を投入されてまいりましたが、依然として改善への道のりは厳しい現状を余儀なくされておられるのも事実であります。市長さんもきっと心を痛めておられることと推察をするばかりであります。つまりは、郡上市への課題は、さらに深まってきて

いるのではないかと推察されます。

そこで、いよいよ来春には、郡上市合併20周年を迎えるとともに、市長としては5期目の市政運営を迎えることとなります。5期目に向けての市長の思いをぜひともお伺いしまして、大河ドラマのほうは、「どうする家康」は今年12月頃に続くようでございますけれども、私の「どうする日置市長」の市長さんに対するテーマは、今議会で最終章とさせていただきます。

以上、長々と申し上げましたが、市長さんの思いをぜひともお伺いたく第一の質問とさせていただきます。日置市長、よろしく願いいたします。どうする日置市長、よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 清水敏夫議員の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思います。

平成20年の4月に市長に就任をさせていただきました、これで15年と半年が過ぎたというふうに思っております。そして清水議員には4期目どうするというふうに問われたんですが、それ以前にも平成20年に就任をいたしましたので、平成23年の9月議会にも次の期に向けてどうすると。そしてまた、平成27年の12月議会であったと思いますが、そのときも次の期に向けてどうすると、こういう御質問を頂きました。そして、ただいまお話のあった令和元年の9月議会でどうするというふうに御質問を頂きました。

冒頭お話をされましたように、こういう質問は質問をするほうにとっても気が重いというか、そういう中で、またこの郡上市議会の重鎮の一人である清水議員さんが、言わばあまり誰にも歓迎されない役割を買っていただいたのかなというふうにも思っております。

令和元年の9月議会のときには明快なお答えを要しませんで、少し今熟慮中だと、待ってくれと言うようなことを申し上げまして、最終的には令和元年の12月に古川議員の御質問に対して、次も皆さんの御支援が頂ければ市政を担当させてもらいたいというような決意を申し上げたというふうに記憶をいたしております。

早いもので令和2年から始まりました今期の任期も、既に3年半たっているということではないかというふうに思います。御指摘がありましたようにそのときには、もちろん令和2年の春は全国的にはコロナがかなり感染が拡大をしておりましたので、全く想定をしなかったわけではありませんけれども、私たちが想定をした以上に郡上市においてもこの3年間、大変なコロナの感染の拡大があったということでございまして、このコロナへの対応というのは、ある意味では通常の行政の中では考えられないことであったというふうに思っております。

しかし、まさに住民の健康や命を守るということは、この行政の仕事、地方自治体の仕事としても、昨日の話ではありませんが、ど真ん中の行政であり、このことに懸命に対応してきたつもりでありますし、こうした対応には市民の皆さんをはじめ医療機関等々、様々な関係者の御支援、御協

力があって、今日、全国的にもそうですが、5月には新型コロナが5類移行ということで新しい局面を迎えてきているということではないかというふうに思っている次第でございます。

その4期目に向かうに当たっては、私もいろいろと整理をして、頭の中をこうしたことをやりたい、こうしたことに立ち向かわなければいけないというような様々な産業振興から基盤整備あるいは健康、教育、まちづくり、そうしたことについての課題を掲げて、今日まで片一方でコロナ対応もしながら対応は進めてきたというふうには思っておりますが、振り返ってみますと、どれもこれもまだまだ十分ではないという思いがございます。自分の力の足りなさを痛感をいたしているところでありますし、まあまあ非常に困難な4期目であったなという思いもいたしております。

そういう中で、やはり私の心に占めて重い宿題として残っているのは、昨日来あるいは最初の初日もそうだったかもしれませんが、今のしかかっているものとしては人口問題、こうした少子高齢化の問題というものが想定以上に人口の減少、出生時数の減少等々来ていると、これをどうしようかという点は非常に大きな心の中に宿題として残っておるといった感じがいたします。

この人口の少子高齢化の問題は、昨日、今日も議論がいろいろありましたけれども、様々な施策の積み重ねといいますか、そういうものの中で現れてきた最終的な答えでありますので、いろんな点が、ここはもっとこうすべきではなかったかとか、そういった思いが消えないというところもでございます。

そして、また今時代は大きく変わってきておまして、この自治体の課題も、例えば先ほども議論のありました脱炭素社会への構築といいますか、そういった問題も動き出したばかりであります。

また、自治体のDX問題、デジタル化、そうしたことについても同様でありますし、様々な問題がこれまで既に課題として背負ってきた問題に加えて起こってきているということでもあるというふうに思っております。そういうことを次の郡上市をつくっていくために何とかしたいなという思いは非常に強いものがございまして、こうした問題を抱えているときに何とかしたいという思いは持っているところであります。

しかし、今回清水議員の御質問等も通告も受けて、いろいろと私自身の心の中の声、心であったり体であったり頭脳であったり、そういうものの声を自分なりにその内なる声を聞き、またずっと支えてくれた身近な家族の声も聞き、様々な皆様の声も聞く中で、私としては次期の市長選挙というものにいわば出馬するという考えはここでないと申し上げたいと、そのように今思いを定めているということでございます。

いろいろとまだまだ頑張れるつもりはありますけれども、このつもりが単なるつもりであって、決して保障されたものではございません。それにいろいろなやはり自分自身の能力という問題あるいは様々な点、しばらくこの郡上市政を預らせていただいている中で、様々な自分のいわば短所、そうしたものもやはり組織に影響を与えていることもあろうかというふうに思っておりますし、そ

ういう意味でも、ここで次の市政は先ほどもお話ありましたように、来年の3月に郡上市制20年という一つの節目を迎えるところで、郡上市を立派な20歳の青年にして、次の段階へ進んでもらうようにというふうに考えているところでございます。

先ほども思い起こしますと様々なことに取り組んでまいりましたけれども、そうしたものの成果は、ぜひ市民の皆さん、議会の皆さんが客観的に評価をしていただければというふうに思っております。

当初、お話がありましたように、私の使命としては、財政をまず、あの当時よく身の丈に合った財政というような言い方をしましたが、郡上市に合った財政に健全化ということも含めながら進めてまいったつもりでありますし、何より平成20年に市長に就任させていただいてから心がけたことは、合併4年が過ぎていたところですけども旧7か町村の融和といいますか、そういう新しい郡上市としての市民の一体感をつくるということ。

そして、それをするためにも、それぞれの地域に公平・公正な市政を展開していくということ。そして、何よりも市民の皆さんの安全、安心や希望や活力、そういうものを感じていただけるような元気な郡上市をつくりたいというような思い。あるいは何よりも市民の力というものが生かせる市民自治というものに基づいた市政を展開していきたいと思いはいろいろございましたけれども、しかし、そのように本人は主観的にはそういうことが大切だと思いながら努力をしてきたつもりではありますけれども、あつという間の15年半年ということだろうというふうに思っております。

次に臨む気持ちはただいま申し上げたようなことを思い定めておりますけれども、まだというか、もうというか、あと半年あります。様々な課題を抱えておりますので、この間にもできることは取り組んでいきたいと思っておりますし、次の段階へ向けた様々な郡上市の施策、予算編成、こうしたものにも真剣に取り組んで、次へお渡しできるようにということを心がけて努力をしたいというふうに思っているところでございます。

(17番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 清水敏夫議員。

○17番（清水敏夫） ただいまは日置市長さんよりは、本当にこの15年6か月の歩みの中から血のにじむような言葉の中で5期目への思いを、勇退と呼ばせてもらいますか、出馬しないという結論の決意をお聞きしました。

その尊い重き決断を承りまして、今は再質問を「さあどうする清水」という新しい課題に持ち込まれたような気がしておりますけども、それはさておき、今議会で市民を前にはっきりと進退を明言していただきましたことは、大きく大きく評価させていただきたいと思っております。また尊重させていただきたいと思っております。ただただ感無量の一言に尽きるともいう心境でございます。

日置市長さん、本当にまだ6か月残しておりますので、こんなところでこういう話を聞くのはい

かにも酷ではございましたけども、真摯にお答えいただきましたことにつきまして心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

若干、私感を申し述べますが、私が常日頃感じている日置市長さんの姿と言えば、体力的には申すに及ばず、政治的手腕、さらには行政財政運営能力も高くあられ、市長さんに就任以来、さらに磨きをかけてこられ、市長としての重厚感も備わり、まさに光り輝く堂々たる日置市長さんであります。ですから、今回の答弁には恐らくは5期目もさらなる挑戦をされるものと勝手ながらそう思っておりますので、まずは驚きの一瞬でありました。

本日の日置市長さんの御決断に対しまして、過去厳密には15年6か月の足跡も足跡も踏まえまして、ここに深く敬意と感謝の気持ちでいっぱいであります。誠にもって御苦労さまでした。そして、ありがとうございました。

来春、日置市長さんが勇退をされても、でも郡上市は市民が存在する限り市の行政は無限であり永遠だと思います。どなたが市長になられても、いつの時代でもそうですが、その時々にも生まれる新たな課題にも対処していくことが地方自治体の宿命ではないでしょうか。

全ての面で経験豊富な日置市長さんが去るのは寂しい限りですが、今ここで不出馬を決意されるに当たりまして、今一つ、もし御指導いただければいきたいと思いますが、経験の豊かな日置さんでありますので、これからの郡上市をより高めていくための課題といたしますか、問題といたしますか、今ほども少し述べていただきましたが、あればもう一度改めてお伺いをしたいというふうに思います。

いま一つ、大変これは聞きづらいことではありますけども、今回の決意をされる背景として、どなたか次期を担う方といたしますか、意中といたしますか、後継と思われる方がありましたら、ぜひともお聞きをといたしますか御紹介を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

以上2点、この場に及んでまでの勝手なことを申し上げ恐縮ですが、再質問をさせていただきます。日置市長さん、どうぞよろしく御教示ください、お願いいたします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） 大変難しい質問を頂きましたが、先ほど来申し上げますように郡上市が元気で、この郡上に住んでいらっしゃる皆様方が安心して暮らせるようにするためには、やはり今、様々な問題点といたしますか、問題を抱え、そしてその問題の中からどんな課題を設定をし、そしてその課題を解決するために、どんな方法、施策でそれを解決をしていくかと、こういう思考が必要なんだろうというふうに思います。

この前のほうの2つ、問題、課題というのは、恐らくどなたがお考えになってもかなり共通することが多いだろうと思います。人口の減少であるとか、産業のなかなか停滞であるとか様々な問題がありますので、そういうものについて大きく変わるということはあまりないのかもしれない

が、また課題をその中から設定をして、そしてその課題に対して、こんな方法で、こんな施策でそれを解決していきたいと、ここが政策だと、施策だというふうに思いますけども、そういうものについては、しかしまた考える方によっていろいろと変わってくるという点もあろうかというふうに思います。

そしてまた、そういうふうに新しい視点でものを見つめ直し、そしてその施策も、これまで取っていたもの以外のものを新しいものを付け加えるとかあるいは従来やっていたものをやめるとか、そうしたいろんな変化というものが、やはりこれがまた市政等のリーダーが替わることの意義でもあろうかというふうには思います。

そういうふうに思いますので、今どういうことを直面している問題はこうだ、課題はこうだということは大体これまで申し上げてきたことでありますので、改めて申し上げることはございませんが、ともかく元気な郡上というようなことですね。

私は郡上市政のキャッチフレーズを「ずっと郡上もっと郡上」ということを言うておりましたけれども、この思いはずっと変わらないんで、これだけの広い市政を、市の中に住む人たちを一つの自治体として問題解決をし、地域社会をつくっていきという形でやはり次の時代にも立ち向かっていければというふうに思っております。

そんなことでありまして、抽象的な言い方で恐縮ですけれども、そうした現在直面している郡上市が持っている市民が幸せに暮らすための問題、そしてそこからどんな課題を設定をし、それをどんな方法で解決をしていくかということ、また新しい時代に対応しながら進めていっていただければ幸いであるというふうに思っておる次第でございます。

したがって、そうしたことを真剣に担っていただける方が、また市民の皆さんがそういう人を選んでいただけるというふうに思いますので、そうした市民の皆さんが選ばれる新しい次のリーダーに後を託したいというふうに思っております。

(17番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 清水敏夫議員。

○17番（清水敏夫） 清水です。日置市長、ありがとうございます。2つの余分な質問をさせていただきましたけども、もしかしてということも期待をしながら質問させていただきましたが、今日は本当にこの問題に市民の前で明言をしていただきましたことに深く感謝とお礼を申し上げたいと思います。

まだ6か月任期がございますので、力いっぱい御活躍も祈念をいたしながら健康に留意していただきたいというふうに思います。本当にお世話になり、ありがとうございます。

これで私のどうする日置市長は幕といたします。ありがとうございます。

○議長（田代はつ江） 以上で、清水敏夫議員の質問を終了いたします。

◎議案第71号から議案第100号までについて（委員会付託）

○議長（田代はつ江） 日程3、議案第71号 郡上市印鑑条例の一部を改正する条例についてから、日程7、議案第100号 財産の取得及び処分の変更について（家畜保護施設）までの5議案を一括議題とします。

これより質疑に入りますが、ただいまのところ議案第71号から議案第100号までの質疑の通告はありません。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第71号から議案第100号までの5議案は、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり所管の常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。ただいま所管の常任委員会に審査を付託しました5議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、9月27日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第71号から議案第100号までの5議案につきましては、9月27日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（田代はつ江） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。どうも御苦労さまでございました。

（午後 2時13分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議員 田代 はつ江

郡上市議会議員 森 藤 文 男

郡上市議会議員 原 喜与美

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員